

京 都 大 学 授 業 料 、 入 学 料 免 除 等 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第 2 条の 3 前 2 条に規定するもののほか、文部科学省が実施する<u>国際化拠点整備事業</u>に基づき開設される英語による授業のみで学位を取得できるコースを履修する外国人留学生のうち、学業優秀と認められる者については、願い出により、当該期分の授業料の全額を免除することがある。</p> <p>2 前項の規定による授業料の免除に関し必要な事項は、総長が別に定める。</p> <p>(中 略)</p> <p>第 7 条 授業料の免除等及び入学料の免除等の決定は、<u>学生部委員会</u>の議を経て、総長が行う。</p> <p>(中 略)</p> <p>第 1 0 条 授業料の免除、徴収猶予若しくは月割分納の許可若しくは入学料の免除若しくは徴収猶予を不正の方法により受けた者又は前条第 1 項の届出を怠つた者に対しては、総長は、<u>学生部委員会</u>の議を経て、それぞれ当該授業料の免除、徴収猶予若しくは月割分納の許可又は入学料の免除若しくは徴収猶予を取り消す。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第 2 条の 3 前 2 条に規定するもののほか、文部科学省が実施する<u>大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業</u>に基づき開設される英語による授業のみで学位を取得できるコースを履修する外国人留学生のうち、学業優秀と認められる者については、願い出により、当該期分の授業料の全額を免除することがある。</p> <p>2 (同 左)</p> <p>第 7 条 授業料の免除等及び入学料の免除等の決定は、<u>学生生活委員会</u>の議を経て、総長が行う。</p> <p>第 1 0 条 授業料の免除、徴収猶予若しくは月割分納の許可若しくは入学料の免除若しくは徴収猶予を不正の方法により受けた者又は前条第 1 項の届出を怠つた者に対しては、総長は、<u>学生生活委員会</u>の議を経て、それぞれ当該授業料の免除、徴収猶予若しくは月割分納の許可又は入学料の免除若しくは徴収猶予を取り消す。</p> <p>附 則 この規程は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。</p>